

県立高等学校における授業料及び就学支援金制度

◎ 高等学校等就学支援金の受給（授業料の代わりとして）

授業料については、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算が50万7,000円未満の世帯には、国から県立高等学校の授業料相当額の代わりとして就学支援金が支給されます。（実際には長野県が当該世帯の生徒の授業料として代理受領するため、保護者の皆様へ直接支給されません。）

《就学支援金を受給するには》

「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」に個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が記載された書類を添付し、入学する高等学校に提出してください。

◎ 授業料の納付対象者（就学支援金の受給資格がなかった方等）

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が50万7,000円以上の世帯や申請書類をご提出いただかなかった世帯等では、授業料を納付していただく必要が生じます。

◎ 高校生等奨学給付金制度

保護者等の市町村民税所得割額が非課税である世帯等には、授業料以外の教育費に係る負担を軽減するため、別途奨学給付金を支給する制度もございます。

これら高等学校授業料制度、就学支援金制度及び奨学給付金制度の概要につきましては、次の各制度の項目をご覧ください。